

「臨時福祉給付金」のお知らせ

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として国が実施するものです。また障害・遺族年金受給者向けの給付金も合わせて実施します。

【臨時福祉給付金】

○対象者

基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が神崎町にある方で、平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の保護者となっている場合などは対象外です。

○支給額

支給対象者1人につき 3千円

【障害・遺族年金受給者向け給付金】

○対象者

・基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が神崎町にある方で、平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。

・平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方。

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の保護者となっている場合、または本年3月～6月に申請受付した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された方は対象外です。

○支給額

支給対象者1人につき 3万円

○申請期間

平成28年9月23日(金)～12月28日(水)（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

※当日消印・当日窓口受付分まで有効となります。

○申請受付場所

神崎町保健福祉課（神崎ふれあいプラザ 保健福祉館）

○必要書類

申請書（対象者の方に郵送します。）

○確認書類

①公的身分証明書等の写し

②給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※詳細については、申請書に同封のチラシをご覧ください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 21603



9月30日は

クサゼロの日

本町では5月30日をゴミゼロの日として、各地区において空き缶拾いなどの清掃活動を町内全域で実施して頂いております。町ではゴミゼロ運動に加えて、更にまちをきれいにし、明るいまちづくりを進めるため、道路や公共施設等の草刈運動へのご協力をお願いしています。

昨年道路などの草刈りを行なっていた地域もありますが、全町的な運動するために、9月30日をクサゼロの日として定め、9月をクサゼロ月間とし、クサゼロ運動を推進します。

町民の皆さんには、この運動の趣旨をご理解頂き、ご協力お願いいたします。

○問合せ

まちづくり課 ☎ 21114

